本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、被告人及びその弁護人脇田久勝各提出の控訴趣意書紀載のと おりであるが、これに対し当裁判所は左のとおり判断する。

弁護人脇田久勝の控訴趣意第一点について、

〈要旨〉苟くも刑の言渡をする以上、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させ なければならないことは、刑事訴〈一要旨〉訟法第百八十一条第一項の規定するところ である。そのいうところの訴訟費用とは、被告事件が裁判所に繋属した時からその 終了に至るまでに手続上生じた費用のことであるから、仮令裁判所において一旦無 罪を言い渡したとしても、当該裁判所に対する検察官の控訴の申立により破棄差戻 となつた後における審理の結果改めて有罪として刑の言渡をする以上その差戻前後 の如何を問わず一、二審を通じ当該被告事件につき要した訴訟費用の全部又は一部 を被告人に負担させることができるものと言わなければならない。従つて原審が差 戻前無罪の言渡をしてい乍ら、これに対する検察官の控訴申立の結果破棄差戻とな つて審理の上改めて有罪として刑の言渡をした以上、同時にその差戻前の第一審及 び控訴審における訴訟費用をも被告人に負担させたからといつて、何等批議さるべ き限りではない。論旨は採用し難く理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 小中公毅 判事 渡辺辰 判事 河原徳治)